

子育て世代包括支援センター事業（母子保健型）の開始について

1 目的

従来から実施している「ゆりかご・こだいら事業」を拡充し、妊娠・出産・子育ての多角的な相談、支援を、専門職である保健師・助産師が実施することにより、妊娠期からの切れ目ない支援を行い、地域で安心して生活できるとともに、子育てによる孤立化を予防することを目的とする。

2 ゆりかご・こだいら事業内容（既存事業）

(1) 母子健康手帳の発行及び専門職による全数面接相談

母子健康手帳を発行した妊婦に対して、育児パッケージを配布するとともに、保健師・助産師が面談を実施することで、妊婦の妊娠・出産・子育ての状況について確認し、必要があればケアプランを作成、妊婦にあった支援を提案し、実施につなげる。

(2) 産前・産後サポート事業

妊娠・出産・子育てに関する悩みに対して、保健師・助産師等の専門職が不安や悩みを傾聴し、相談支援（寄り添い）を通して、不安等の軽減を図る。

(3) その他

保健師・助産師による電話相談、窓口相談及び孤立化しやすい対象者（多胎児、ダウン症など）への支援や、特に支援が必要な妊産婦について、地区担当保健師が子ども家庭支援センター、子育て支援課、生活支援課などと連携を図り、地域で子育てできる環境を整えられるよう支援を実施する。

3 拡充する事業内容

- ・東西地区での妊婦面接相談
- ・産後ケア事業
- ・育児に関する情報コーナーの設置
- ・庁内を含む関係機関との連携